

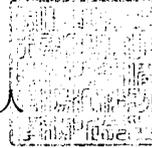
企画競争実施に係る手続の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成26年6月30日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長 越智 英人



1. 業務概要

(1) 業務名 芋川流域砂防事業効果説明等運營業務

(2) 業務内容 本業務は、中越地震10年を迎えるにあたり、芋川流域で湯沢砂防事務所が実施した砂防・地すべり対策事業について、事業の効果等を広く周知するための広報活動計画及び運営を行うものである。

(3) 作業内容

主な作業内容は以下のとおりである。

1. 計画準備
2. 広報計画立案及び委員会運営
3. 芋川土砂災害防止施設現地見学会企画運営及び記録
4. 防災運動会（仮称）における防災意識調査
5. 情報周知資料作成

(4) 履行期間 契約締結の翌日から平成27年1月30日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 平成25・26・27年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」のうち「広告・宣伝」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③ 有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

④ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）

⑤ 企画提案等の提出期限から見積決定日までの期間に北陸地方整備局長から指名停止

を受けていないこと

- ⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

企画提案書等を提出する者は、下記に示される同種又は類似業務について、平成16年度から25年度に完了した業務において、国、政府関係機関、都道府県、地方自治体又は特殊法人の発注した下記業務の実績を有していること。(再委託による業務の実績は含まない)。

同種業務：砂防事業における広報に関する業務

類似業務：治水事業における広報に関する業務

(3) 実施体制に関する要件

本件を実施するにあたり、全体を管理する管理担当者を1名おくものとし、当該担当者については変更しないものとする。ただし、特別な事情により変更がある場合に、担当職員等の承認があった場合はこの限りではない。

3. 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 同種及び類似業務の実績

(2) 業務の実施方針

(2) 評価テーマ

・芋川流域の砂防・地すべり対策事業を説明・広報する上での留意事項

4. 手続等

(1) 担当部局

〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立23

北陸地方整備局湯沢砂防事務所総務課契約係

電話：025-784-2263 F A X：025-784-1729

電子メール：yuzawa-keiyaku@hrr.mlit.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

平成26年6月30日(月)から平成26年7月21日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までに電話又はF A Xにより申し込むこと。

ただし、F A Xにより申し込む場合は、着信確認を行うこと。

交付方法は、交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD-R等を同封し4.(1)へ郵送すること。CD-R等に複製したものを折り返し郵送する。(窓口交付は行わない。)

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

平成26年7月22日(火)12時00分までに4.(1)に持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、電送又は電子メールによること。(電送又は電子メールの場合は着信確認すること。)

(4) 企画提案書に関するヒアリングの有無、日時及び場所
以下のとおり実施する。

- 1) 実施場所：新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立23
北陸地方整備局湯沢砂防事務所
- 2) 実施日：平成26年7月23日（水）～7月25日（金）
- 3) 実施時間：別途通知
- 4) 出席者：配置予定管理担当者

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 特定されなかった場合に企画提案書を返却しない。また、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の配置予定管理担当者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- (6) 詳細は説明書による。